

令和3年6月1日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

まん延防止等重点措置に係る協力をお願いについて（通知）

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県知事から別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

皆様におかれましては、改正された「特別措置法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」に基づき対応されるよう貴組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いいたします。

※改正された「特別措置法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」における飲食店等への主な要請等

- ① 措置期間：令和3年6月1日からは（4月20日～6月20日のうち）
- ② 措置区域：横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町に平塚市、小田原市、秦野市を追加
- ③ 営業時間の短縮
措置区域内：営業時間は5時から20時まで(酒類の提供は終日停止)
その他の区域：営業時間は5時から21時まで(酒類の提供は11時から20時まで(提供本数制限、提供時間の制限など実情に応じた対応))
- ④ 飲食を主として業としているすべての店舗に対するカラオケ設備提供の終日停止